

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」 第五条の三に基づく掲示

当院は、厚生労働大臣の定める

「入院時食事療養（I）」

に関する施設基準の届け出を行っております。

管理栄養士によって年齢、病状による適切な栄養量及び適切な内容の食事を適時適温で提供しております。

（朝食 8：00　昼食 12：00　夕食 18：00）

また、医師の発行する食事箋に基づき、疾患に適応した特別食も提供しております。

所得に応じた負担額が設定され、お支払い金額は異なります。

金額に関しては以下図の通りとなります。

所得区分	負担額		
住民税課税世帯（※1）			510円
住民税 非課税世帯	過去 12ヶ月 以内の 入院日数	90日まで	240円
低所得者Ⅱ		91日以上 (※2)	190円
低所得者Ⅰ			110円

※1 指定難病患者の方など、一部の方については300円の場合があります。

※2 90日を超える入院をしている場合の負担額の変更には申請が必要です。詳しくはスタッフまでお声掛け下さい。



みずほ台病院